

# 公共建築物における“奈良の木”利用推進方針（概要）

## 1 意義及び効果

### (1) “奈良の木”利用の推進の意義

生産流通システムの合理化とあわせて県産材利用の推進

林業・木材産業の振興による

- 森林の有する**多面的機能**の持続的な発揮
- 山村その他の**地域の経済の活性化**、**雇用の確保**の実現

### (2) “奈良の木”利用の効果

- ①公共空間の**高質化**
- ②**循環型社会形成**への貢献
- ③**林業及び木材産業の振興**への寄与
- ④**一般建築物等**における**県産材利用**の拡大
- ⑤**木の文化**の継承への寄与

## 2 基本的考え方及び目標

### (1) “奈良の木”利用の基本的考え方

#### ①公共建築物のあり方

- 県民の共通の財産で、多くの人に長期に使用される性質から
- ・公共施設としての**機能**・利用者の**利便性**・**安全性確保**
- ・**長寿命化**、**ライフサイクルコスト**の低減等の考慮

#### ②公共建築物への木材利用の課題

- ・**構造強度**、**耐火性能**、**耐久性能**
- ・**木材関連技術の活用**と**設計上の工夫**への取り組み
- ・**調達期間**、**価格**

#### ③公共建築物における県産材利用に向けて

公共建築物の機能及び利用者の利便性や安全性の確保を前提に木材利用の**効果**と**費用**とを**総合的に考慮し**、**可能な限り県産材活用**

### (2) “奈良の木”利用の目標

#### ①低層建築物における木造化の推進

耐火建築物等が求められない低層建築物の木造化の推進

(表1参照)

(表1)

低層の構造物(3000m<sup>2</sup>以下に限る)は、下記の表のとおり耐火性の制約はないが、中・大型構造物については、耐火性能等の制約がある。

高さ、軒下	階数	
13m、9m超え	4~	耐火建築物
	3	1時間準耐火の措置等
	2	1時間準耐火の措置等又は、30分間の加熱に耐える措置等
13m、9m以下		木造で可能

(注) 施設の用途により別途制限がかかる(例:学校は2階建て以下、2000m<sup>2</sup>まで)

#### ②内装等の木質化の推進

多くの県民が利用する部分等の**内装の木質化**、**景観上の観点**からの**外装の木質化**の推進

#### ③「奈良県地域認証材」の利用の促進

トレーサビリティ確保・品質確保のため「奈良県地域認証材」の利用の促進に配慮

### (3) “奈良の木”の適切な供給の確保

#### ①木材生産・流通の合理化及び技術開発の推進

#### ②円滑な調達方法の検討と「奈良県地域認証材」の拡充等及び取扱事業者の拡大

## 3 一般建築物への“奈良の木”利用の促進

(1)市町村及び民間等への**一般建築物**における**“奈良の木”利用**の拡大のための要請と支援

(2)取組状況について県民に対する積極的なPR

## 4 建築物以外への“奈良の木”利用の推進

- ・県産材を原料とした**備品**・**消耗品**
- ・**工作物**・**工専用資材**について県産材利用
- ・**木質バイオマス**による**暖房器具**や**ボイラー**の導入の検討

## 5 「奈良の木利用推進協議会」の設置

県産材利用の推進方策検討、連絡調整、助言等